

令和 8 年度事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

第 1 基本指針

1 活動方針

支援員の専門性の向上と組織基盤の強化に努めるとともに、県、県警察等関係機関・団体とのより一層の連携強化を図り、質の高い、きめ細やかな被害者支援の漏れのない、安定的な提供を実現します。

4 月 1 日から、神奈川県から委託を受け、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の電話相談及び直接支援に係る事業を実施し、性犯罪被害者に対する支援を強化します。

2 重点目標

(1) 関係機関・団体等との幅広いネットワークの構築

神奈川県、県警察、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会、市町村、法テラス神奈川、神奈川県臨床心理士会、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、医療機関、DV、児童虐待、女性の性被害を支援する団体等との緊密な連携を強化し被害者支援ネットワークの拡大を図ります。

(2) 犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員の拡充と資質、能力の向上

質の高い支援を安定的に提供できるよう、犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員の拡充と資質の向上に努めます。

(3) 性犯罪被害者の支援体制の充実

羞恥心や恐怖心からどこにも相談できずに潜在化している性犯罪被害者が相談しやすい環境を整え、相談者の不安の解消に努めるとともに、相談者の希望に応じて必要な支援に繋げるように努めます。また、県、県警察とともに、協力産科婦人科病院・医院との連携強化に努めます。

(4) 犯罪被害者等早期援助団体としての基盤整備

個人情報保護を徹底しつつ、関係機関・団体と連携した積極的な支援活動や犯罪被害者等給付金申請補助業務を推進します。

(5) 財政基盤の確立

恒常的な財源を確保するため、会員の獲得、寄付金付自動販売機、募金箱の設置拡大、ホンデリング等による活動資金の確保に努めます。

(6) 市町村への被害者支援条例制定に向けた働き掛け

被害者支援条例を制定していない市町村に対し、市町村条例の必要性等理解と協力を促進する働き掛けを行います。

第2 被害者等支援事業活動

1 電話相談及び面接相談事業

神奈川県からの委託を受け、総合相談窓口（月曜日から土曜日の9時～17時）及びかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の電話相談窓口（24時間365日）の相談業務を行うほか、青少年向けに開設したLINEによる相談受理（R6年度運用開始）を行います。

全国被害者支援ネットワークが行う「ナビダイヤルによる電話相談」については、月曜日から土曜日の9時～17時に対応します。

また、希望により、直接面接による相談を行います。

2 カウンセリング事業

(1) カウンセリング体制の充実

神奈川県及び被害者支援条例制定市町からの委託及び当センターの独自事業として、犯罪被害者及びその家族等に対するカウンセリング事業を行います。

事業推進に当たっては、神奈川県臨床心理士会と連携し、当センター登録カウンセラーの拡充に努めます。

* カウンセリング事業受託自治体

横浜、川崎、相模原、横須賀、鎌倉、逗子、厚木、大和、海老名、秦野、伊勢原、愛川、平塚、藤沢、伊勢原、小田原、南足柄、綾瀬

(2) トラウマ インフォームド ケアをはじめ、犯罪被害者支援に精通したカウンセラーの拡充に向けた、養成・研修プログラムの充実に努めます。

3 法的支援事業

神奈川県からの委託を受け、法律相談に関する事業を行います。

4 直接支援事業

神奈川県からの委託を受け、警察署、検察庁、裁判所、病院等への付添い等直接支援事業を行います。

5 犯罪被害者等給付金申請補助事業

犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要説明や申請窓口（警察）の案内等の支援を行います。

6 支援員等を養成、育成する事業

(1) ボランティア相談員の確保

県の委託事業「かながわコミュニティカレッジ・犯罪被害者支援ボランティア養成講座初中級」、県との連携講座「かながわコミュニティカレッジ・犯罪被害者支援ボランティア養成講座上級」を実施します。講座は、法廷や関係機関の見学、被害者の講演、電話相談の受理要領、直接支援実施要領等、より具体的な内

容を盛り込み、初中級及び上級を終了した受講生のうち、ボランティア相談員として活動を希望する方について、面接の上、ボランティア相談員として採用します。

(2) 定例研修会の開催

ボランティア相談員、職員のスキルアップを図るため、毎月定例の研修会を開催し、犯罪被害者支援をめぐる動向、各種法令改正、傾聴に関する講義及びロールプレイング、事例検討等を実施します。

また、関係機関・団体から講師を招聘して、相互に連携を強化するために必要な講義を行います。

(3) 性犯罪被害者支援研修の開催

かならいん電話相談員をはじめ、性犯罪被害相談の受理に際して、電話相談の受理、性犯罪被害者に対する支援メニューについて、研修を行います。

(4) 各種研修会への参加奨励

ボランティア相談員及び職員を全国ネットや関係機関・団体が主催するフォーラム、シンポジウム、各種研修会に積極的に参加させ、スキルアップを図るとともに、都道府県被害者支援センター職員等との情報交換を行い、顔の見える関係の構築に努めます。

7 犯罪被害を切り口とした「命の大切さを学ぶ教室」を行う事業

中学校・高等学校に当センターの講師を派遣して、生徒が加害者、被害者、傍観者とならないよう、命の大切さへの気付きを促す授業を実施します。

8 被害者自助グループ支援事業

犯罪や交通事故の被害者又はその家族、遺族が、同じ体験をした被害者等とともに感情を分かち合い、支え合う場を提供し、犯罪被害者等の早期回復を支援します。

9 広報啓発事業

(1) 街頭キャンペーン等の実施

犯罪被害者支援についての理解を深めるための啓発活動が行われる「犯罪被害者月間」（令和8年11月1日～12月1日予定）に合わせて、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力したキャンペーンを実施し、県民の犯罪被害者への理解と、被害者支援活動の重要性と被害者支援への協力の確保、当センターの周知を目的とした啓発活動を行います。

また、県下各警察署被害者支援ネットワーク等が行う地域広報活動にも積極的な支援を行います。

(2) 機関誌（ハートメッセージ）の充実

機関誌「ハートメッセージ」を年2回発刊し、関係機関、団体等に配布します。正会員、個人賛助会員、団体賛助会員、高額寄付をして頂いた方の氏名、当センター実施事業の掲載はもとより、被害者支援に係る情報の掲載、投稿に努め、更なる協力

者、支援者の獲得を図ります。

(3) 当センターの活動内容、所在地等の積極的広報

被害者支援の重要性・必要性を訴えるリーフレット、チラシ等を作成し、関係機関・団体等を通じて広く県民に配布します。

(4) ホームページの積極的な活用

ホームページを随時更新するとともに、内容の充実を図り、より一層閲覧しやすいものにしていきます。

(5) 様々な機会を捉え、被害者支援について理解を深めるための講師を派遣します。

10 犯罪の実態等に関する調査及び研究事業

より効果的な支援活動を展開できるよう、国の被害者支援施策のほか、全国ネット、他都道府県、市町村における被害者支援活動の実態を調査、研究します。

第3 諸会議

1 定款規定の会議開催

- (1) 定時総会 令和8年6月13日（土）
- (2) 臨時総会 必要に応じて
- (3) 理事会 原則として四半期ごと年4回

2 運営委員会、各部会の開催

- (1) 理事会の下部組織として設置した運営委員会を計画的に開催し、当センターの事業を総合的、計画的かつ効果的に推進します。
- (2) 「相談支援部会」、「広報啓発部会」及び「研修・調査・連携部会」を計画的に開催し、被害者支援の部門別事業に係る立案、計画策定を行います。

3 関係機関の会議等への出席

- (1) 行政等の関係機関や団体の各種会議に出席して意見を述べるとともに、当センターの事業についての理解を求めて相互支援体制の強化を図ります。
- (2) 各種ネットワークの会合に出席し、センターの活動状況を説明するとともに、協力、支援を要請します。

第4 情報管理

支援活動を通じて知り得た犯罪被害者等の個人情報を中心として、いかなる支援に係る情報も外部に漏れることのないよう情報管理を徹底し、犯罪被害者等が安心して相談できる環境を確立します。

第5 管 理（令和8年4月1日）

1 管理体制

理事長	1
副理事長	2
理事	7
監事	2
合 計	12

2 執行体制

所員(常勤)	所長(兼専務理事)	1
所員(常勤)	副署長	1
所員(常勤)		13
所員(非常勤)		34
計		49

3 分掌事務

所長	(常勤)	事務統括	1
副署長	(常勤)	事務統括補佐	1

総務課

(常勤)	総務課長	1
(常勤)	総務課長補佐	1
(常勤)	総務・経理担当	1
(非常勤)	総務・経理担当	2
計		5

事業課

(常勤)	事業課長		1
(常勤)	事業課課長補佐		1
(常勤)	事業課員	直接支援等	1
(非常勤)	事業課員	直接支援等	3
(非常勤)	事業課員	(心理職)	2
計			8

かながわ性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター

(非常勤)	支援管理者	1
(常勤)	シフト・直接支援担当	3
(常勤)	専任相談員	5
(非常勤)	相談員	25
計		34

